

議第 120 号

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市御嶽山五の池小屋の利用料金の一部を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例

下呂市御嶽山五の池小屋条例（平成17年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(利用料)					(利用料)				
第12条 (略)					第12条 (略)				
2・3 (略)					2・3 (略)				
4 <u>既に</u> 徴収した利用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により利用することができないとき、又は指定管理者が特別に事由があると認めたときは、この限りでない。					4 <u>すでに</u> 徴収した利用料は、還付しない。ただし、利用者の責によらない事由により利用することができないとき、又は指定管理者が特別に事由があると認めたときは、この限りでない。				
(損害賠償)					(損害賠償)				
第15条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、 <u>又は免除することができる。</u>					第15条 利用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し <u>又は免除できる。</u>				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
利用料 下呂市御嶽山五の池小屋					利用料 下呂市御嶽山五の池小屋				
利用区分	単位	利用料金		備考	利用区分	単位	利用料金		備考
		上限	下限				上限	下限	
宿泊（1泊2食）	1回	<u>20,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊2食）	1回	<u>15,000円</u>	7,000円	大人（中学生以上）
宿泊（1泊2食）	1回	<u>16,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）	宿泊（1泊2食）	1回	<u>12,000円</u>	5,000円	小人（小学生以下）
宿泊（1泊1食）	1回	<u>18,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>13,000円</u>	6,000円	大人（中学生以上）
宿泊（1泊1食）	1回	<u>14,000円</u>	4,000円	小人（小学生以下）	宿泊（1泊1食）	1回	<u>10,500円</u>	4,000円	小人（小学生以下）

改 正 後						改 正 前					
素泊まり	1 回	<u>14,0</u> <u>00円</u>	4,00 0円	大人（中学 生以上）		素泊まり	1 回	<u>10,5</u> <u>00円</u>	4,00 0円	大人（中学 生以上）	
	1 回	<u>13,0</u> <u>00円</u>	2,00 0円	小人（小学 生以下）			1 回	<u>10,0</u> <u>00円</u>	2,00 0円	小人（小学 生以下）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市御嶽山五の池小屋の利用料金の一部を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 利用料金(上限)を次のとおり改定します。

利用区分	利用料金 (上限)	
	改正前	改正後
宿泊 (1泊2食) 中学生以上	15,000 円	20,000 円
宿泊 (1泊2食) 小学生以下	12,000 円	16,000 円
宿泊 (1泊1食) 中学生以上	13,000 円	18,000 円
宿泊 (1泊1食) 小学生以下	10,500 円	14,000 円
素泊まり 中学生以上	10,500 円	14,000 円
素泊まり 小学生以下	10,000 円	13,000 円

(別表関係)

(2) その他、所要の修正を行います。

(第 12 条第 4 項、第 15 条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)